

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場指定管理者募集に係る質疑回答書

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場（以下「施設」という。）について、京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場指定管理者募集要項に基づき提出された質疑について、下記のとおり回答します。

記

Q 1 【募集要項 3 ページ 3 (1) オ 利用料金】

本施設の利用料金設定に関しては、募集要項に記載の「京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例」（第 3 条・第 5 条）のみが適用される理解でよろしいでしょうか。

A 1 ご認識のとおり、施設の利用料金設定には現行の「京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例」が適用されます。そのため、本条例の範囲内での料金設定となります。

Q 2 【募集要項 3 ページ 3 (1) オ 利用料金】

管理運営の効率化やキャッシュレス化の推進に伴い、本施設における回数券利用を廃止する提案を行うことは可能でしょうか。

A 2 回数券ご利用者は年々減少していますが、一定のご利用はあります。（令和 5 年度：10,479 台、令和 6 年度：7,317 台、令和 7 年度：5,234 台）廃止についてのご提案は可能ですが、単に廃止するだけでは審査において、「サービス低下」と評価する可能性があることをご了承ください。

Q 3 【募集要項 14 ページ 様式 A～G 関係】

添付資料として提出が求められている各種納税証明書について、具体的に必要となる税目の種類（国税：法人税・消費税等、地方税：法人市民税・固定資産税等）及び提出が必要な証明書の区分についてご教示をお願いいたします。

A 3 直近 2 年分について、以下の納税証明書等を御提出ください。

- ・ 国税：所得税（個人の場合）又は法人税、消費税及び地方消費税
未納の税額がないことを確認するため、『未納の税額がないことの証明（その 3、その 3 の 3）』を御提出ください。
- ・ 地方税：法人市民税、固定資産税

Q 4 【募集要項10 ページ 6 (1) イ 審査方法】

募集要項 10 ページに「プレゼンテーション審査用にディスプレイ投影資料を用いることを認めるが、内容は提出資料の範囲に限る」とありますが、以下 3 点についてご教示ください。

- ① 事前に提出した提出資料 (PDF 等) をそのまま無加工で拡大投影する形式のみが認められるのでしょうか。
- ② 提出資料に記載した内容の範囲内であれば、視認性向上のため別途PowerPoint 等で投影用スライドを作成・投影することは可能でしょうか。
- ③ プレゼンテーション審査時におきましても、匿名での審査となりますでしょうか。(発表時の社名・団体名の発言や自己紹介不可となりますでしょうか。)

A 4 ①～③について、以下のとおりご回答します。

- ①② 募集要項記載のとおり、プレゼンテーション審査用にディスプレイ投影資料を用いることを認めています。提出資料の範囲であれば、内容を補足していただいても構いません。また、審査時間も限られておりますので、視認性向上のため、提出資料の内容の範囲で編集したスライドの投影も認めます。
- ③ プレゼンテーション審査も匿名での審査となります。そのため、発表時の社名・団体名のご発言や自己紹介は不可となります。

Q 5 【施設】

出入口の開閉管理は、自動での開閉管理対応は可能でしょうか。

A 5 現在は手動の門扉及び電動シャッターを設置しております。仮に事業者で自動開閉可能な設備を設置されたとしても、閉じ込めやシャッター開閉時の事故防止の観点から、現地立ち合いのうえでの開閉が必要です。

Q 6 【施設】

CAD図面をいただくことは可能でしょうか。

A 6 CADで作成した図面はありません。

Q 7 【募集要項14ページ 様式 1～10 関係】

様式 1 の管理・運営実績を示す書類に関して、許可書・契約書等を提出する考えではありますが、団体名・施設名など特定できる記載箇所を黒塗りするとほとんどが黒塗りになり、実績を示す書類としてわかりにくくなるのですが、具体的にどのようなものを提出させていただくのが望ましいでしょうか。

A 7 管理・運営実績については、「駐輪場の名称」「収容台数」「運営年数」等を記載した一覧表をご作成いただき、許可書・契約書等は一覧表に記載されている情報の根拠資料として取り扱います。駐輪場の名称等に団体名が直接的に記載されておらず、一次情報だけ特定できる状態で無ければ、黒塗りは不要です。

例：「〇〇市〇〇センター駐輪場」

→検索すれば運営事業者はわかるが、一次情報では特定できないため黒塗り不要。

「〇〇市（運営事業者名）〇〇センター駐輪場」

→一次情報で運営事業者が特定できるため、運営事業者名のみ黒塗りが必要になり、
「〇〇市■■■■■■■■■■〇〇センター駐輪場」として記載。

Q 8 【定期契約の収入】

定期契約について、4 月分（3 月に更新）は次期指定管理者の収入となるのでしょうか。

A 8 原則はご指摘のとおりですが、具体的な手法は新旧の指定管理者と当局の協議によって決定いたします。

Q 9 【施設の引き渡し】

当該施設の引き渡しは 4 月 1 日 0 時となるのでしょうか。また、4 月 1 日 0:30 以降の共用時間外に駐輪機器等の設置工事をする事は可能でしょうか。

A 9 3月31日の営業時間は4月1日の0時30分までとなりますので、以降の引き渡しになります。引き渡し後の営業時間外に駐輪機器等の設置工事に着手していただくことは可能ですが、ご利用者に不利益のないよう、新旧の指定管理者と当局の協議のうえ、適切に実施していただきますよう、お願いします。

Q 10 【施設内の放置自転車、長期滞留車両への対応】

放置自転車対応、長期滞留車両対応及び撤去実績について、御教示ください。
また、引継時には放置車両等は現管理者において撤去等の対応をされますか。

A 10 施設内の放置自転車、長期滞留車両への対応実績はありません。万が一、引継までに放置車両等が発生した場合は、当局が対応いたします。

Q 11 【通信回線】

通信回線種別（光回線、LTE 等）について御教示ください。

A 11 通信回線は光回線で現在の指定管理者の名義です。

Q 12 【募集要項 3 ページ 3(1)イ 供用時間】

入退場時間が「5:00～翌 0:30」となっておりますが、防犯カメラの増設等の防犯対策を講じたうえで、24 時間入退場可能な運用を提案することは可能でしょうか。

A 12 駅と直結する設備のため、防犯上の観点から、駅の営業時間を大幅に超える無人営業のご提案は容認できません。有人対応が前提であれば、ご提案は可能です。

Q 1 3 【管理運営コストの変動への対応】

昨今の物価上昇や人件費・光熱費等の管理運営コストの増加を踏まえ、事業期間中に利用料金の見直し（条例の範囲内に限らない）を提案することは可能でしょうか。

A 1 3 賃金・物価スライド制度については、納付金の算定基礎を当年度の収支にすることによって適用しております。

Q 1 4 【現金払い・後納払いの利用率】

一時利用及び定期利用の現金払いと後納払いの利用率をご教示ください。

A 1 4 一時利用は90%以上が現金払いです。定期利用の直近の利用率は現金払いが約40%、後納払いが約60%です。

Q 1 5 【募集要項13ページ 別紙②】

別紙②に記載されています「メールにてデータ一式を提出してください。」とありますが、データ容量が大きくなることが想定され、メールでの送信が出来ないかと思います。メールでの提出方法についてご教示ください。

A 1 5 「京都市ファイル転送システム」の利用が可能です。こちらはアドレス設定後、最長10日間しか利用できませんので、提出書類の進捗にあわせてご連絡ください。

Q 1 6 【募集要項 4 ページ (6) 設備機器・備品の購入及び管理等】

(6) 設備機器・備品の購入及び管理等 ア 設備機器について、〈既存設備概要〉に記載されている設備一覧の所有は京都市様でしょうか。

A 1 6 記載の既存設備は当局の所有です。募集要項 2 ページ (3) イに記載のとおり「(ウ) 施設、付属施設 (※) 及びその他の物品の維持管理並びに安全の確保に関すること。」は指定管理者の業務に含まれますので、業務遂行のために必要な点検は、法定点検に限らず行っていただくようお願いいたします。

※駐輪場に付随する換気室、ポンプ室（各室内設備類含む）、消防設備及び照明設備等

問い合わせ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地

京都市交通局 高速鉄道部管理課

電話番号：075-863-5213